

平成 31 年 3 月 20 日（水）に開催した平成 30 年度第 4 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 2019 年度年度計画（案）について

ア 趣旨

事務局から、当該年度計画案は、審議の後、役員会にて決定し、3 月末までに静岡県へ届けることとなるという説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・年度計画にある「多文化共生の推進」を今後どのように推進していくのか。
→入管法の改正により、外国人が多い浜松市はこれに対応しなければならない。本学では、「多文化・多言語教育センター」について 4 月から本格的に検討し、現在の英語・中国語だけでなく、日本語も含めた多言語教育を考えていく。就学前児童の支援や浜松市の学習支援事業にボランティアとして関わるといふのを実践演習やゼミ活動に組み入れている。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 2019 年度当初予算（案）について

ア 趣旨

事務局から、前回の経営審議会で積立金の推移について第 2 期中期計画期間の終了時は期末残高がマイナスとなっていたが、その後今年度予算を補正し取崩額を 4 千 1 百万円から 2 千万円まで圧縮することができた。2021 年度期末残高は修正し、5 百万円残すことができたという説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・来年度新設の匠領域やコースがあり教員 4 人採用となるが収支見込はあるか。
→新任教員 4 人については、県からの交付金により手当される。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 平成 30 年度 収支補正予算（案）について

ア 趣旨

事務局から、収支予算の 22,036 千円減の補正なることの説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(4) 「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」及び「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、期間契約職員、非常勤職員、臨時職員の給与について、算定根拠となる静岡県の給料表が改正されたため、改正するという説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・各種職員の人数は。給与の増加分は、2019 年度新任教員と同様に県が措置するのか。
→現在の職員数は、期間契約職員が 29 人、非常勤職員が 3 人、臨時職員が 3 人である。
今回の給与改正により 87 万円強が増額となり、これらは県交付金により賄う。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上